

○高知市公共調達基本条例

(目的)

第1条 この条例は、公共調達に係る基本理念を定めることにより、公共調達の競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保するとともに、社会的価値の実現及び向上に配慮し、もって市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共調達 本市が支出負担行為に基づき行う工事、役務、物件等の調達をいう。

事業者 公共調達に係る受注をし、又はしようとする者をいう。

下請負者 下請その他いかなる名称によるかを問わず、本市以外の者から公共調達の一部について請け負う者をいう。

市民等 市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体(事業者及び下請負者(以下「事業者等」という。)を除く。)をいう。

社会的価値 公共調達の実施に当たり、確保されるべき公正労働基準、環境保全、男女共同参画、人権擁護、障害者雇用、地域コミュニティの活性化等の社会的な価値をいう。

(基本理念)

第3条 公共調達は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

その過程全般において、事業者間の公正な競争が促進されるものであること。

その過程全般において、公平性及び公正性を貫き、透明性が確保されるものであること。

公共調達により調達するものの品質、価格及び履行の適正が確保されるものであること。

社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健全な発展に配慮されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、適正かつ公正な公共調達の実施に係る必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、公共調達の実施において、常に適正な執行管理に努めるとともに、競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保しなければならない。

3 市は、公共調達の実施において、当該成果品及びサービスの質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公共調達の過程全般において、常に社会的な責任を自覚し、当該成果品及びサービスの質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等に努めなければならない。

2 事業者等は、自らが雇用し専ら公共調達に従事する者に対し、その職務、業務、責任の度合い、経験年数等を考慮し、適正な賃金を支払わなければならない。

3 事業者等は、その下請負者に対し、適正な請負代金を支払わなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、適正かつ公正な公共調達の実施に係る必要な施策に協力するよう努めなければならない。

(報告及び指導)

第7条 市長は、事業者等に対し、社会的価値の実現及び向上に係る取組に関する報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告を受け、必要と認めるときは、改善措置をとるべき旨を指導することができる。

(公共調達審議会の設置)

第8条 適正かつ公正な公共調達の実施に係る施策を推進するため、高知市公共調達審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、又は自発的に、この条例の施行に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織し、公共調達に係る制度並びに社会的価値の実現及び向上に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。